



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第52号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正

（会 計 課） 2

告 示

島根県告示第253号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(1) 政令第167条の4の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

附 則

この告示は、平成23年 4月 1日から施行する。